火災予防上必要な業務に関する計画書

第１　目的及び適用範囲

１　目的

　　この計画は、日光市火災予防条例第４２条の３に基づき、（催し名称）

　　　　　　　　　　　における火災予防上必要な業務に関する事項を定め、火災その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

　　この計画に定めた事項については、当該催しに関係するすべての者に適用する。

第２　主催者の責務

　主催者　　　　　　　　　　　　は、当該催しに関する火災予防上必要な業務について、すべての責任を持つものとする。また、管理・監督的立場にある関係者の中から防火担当者を定め、火災予防上必要な業務を行わせなければならない。

第３　防火担当者の責務

　　防火担当者　　　　　　　　　　　は、本計画を作成するとともに、当該計画に基づく業務を実施しなければならない。

第４　催し開催における事前確認

　　防火担当者は、露店等関係者と連絡を取り、次の各号の事項について、催しを開催する日までに確認を行う。

（１）　対象火気器具等、発電機及び危険物を使用する露店等

（２）　事前に把握した対象火気器具等に対する消火器の準備計画

（３）　対象火気器具等、発電機及び危険物と客席等を近接させない等火災予防

上の安全に配慮した会場の配置計画

（４）　露店等の遵守事項（別紙１）の事前配布及び周知徹底

第５　催し当日における安全対策

　　防火担当者は、第４各号の事項について、あらかじめ把握した情報と当日の状況を巡回により確認し、異なる場合は指導に努めるものとする。

第６　火災発生時の初動体制

　　火災発生時における初期消火、通報連絡及び避難誘導については、別紙２のとおりとする。

第７　関係機関への連絡

　　この計画に変更が生じた場合は速やかに関係者に周知及び消防機関へ連絡し、必要に応じ差し替え等をする。

* 緊急連絡先

主催者　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

防火担当者　　　　　　　　　　　　　　　TEL

露店等関係者代表　　　　　　　　　　　　TEL

消防機関　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

警察機関　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

警備会社　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

その他　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL

第８　配置状況

　　露店等、対象火気器具等、消火器、発電機及び危険物等の配置状況は、別図

のとおりとする。